

## 妊婦健診無料回数5回から 一気に14回へ

子育て支援で要望が多いこの事業の拡充を求めて、日本共産党議員団はこの間、再三、議会でとりあげてきました。国の予算がつき、14回へ、一気に無料回数が増えることとなります。

## 子どもの医療費補助制度 通院も小学校卒業まで拡充 (ただし条件つき)

この補助制度についても、子育て世帯からの拡充の声がたくさん寄せられていることから、日本共産党議員団は一貫して議会で取り上げてきました。新年度からは通院も小学校まで拡充されますが、住民税の所得割額が課税されていない世帯、それ以外の世帯は、自己負担額が4万円を超えた分のみの補助となっています。日本共産党議員団はこの点について、このような条件ははずすよう、議会で取り組んでいきます。

「春のつどい」で

議会報告



## 日本共産党上越市議員団ニュース

No. 172

2009年3月8日

連絡先 橋爪 法一 548-3628 (吉川区代石)  
樋口 良子 544-6802 (中門前3)  
上野 公悦 530-2203 (頸城区中柳町)  
平良木哲也 525-9096 (上中田)

3月1日、市民いこいの家で「春のつどい」が行われました。日本共産党議員団はそれぞれ自己紹介し、その後樋口議員が代表して、新年度予算を中心に、前進した事業や、負担が増える制度など、議会報告をしました。(平良木議員は都合で欠席)

集まった皆さんから激励をいただきました。

## 国保税は2年連続の値上げ

国民健康保険税は、昨年の3月議会で、2年連続の値上げが提案され、日本共産党議員団を除く全議員の賛成で、値上げが決まりました。

それによって新年度も自動的に値上げされます。

しかし、今の市民の暮らしは、経済的に大変な状況であり、このことを考慮すれば、引き上げは中止すべきです。

値上げ案は右図の通りです。

(介護給付金分を含む)

(低所得者世帯は

軽減措置あり)

	2008年度	2009年度
所得割額	10.07%	11.14%
均等割額	38,900円	41,500円
平等割額	23,100円	25,200円
一人当たり 税額	99,378円	104,980円

## 生ごみリサイクルは3年以内に 全市で実施



生ごみについては、家庭ごみの全市有料化を契機に全市において分別排出を実施していますが、分別収集している地区は約5割にとどまっています。そのため市民から、「せっかく分けて出しているのに、収集車と一緒に混ぜて持って行く。市民の努力が無駄だ。」という不満の声がたくさん寄せられています。

昨年11月に民間の処理施設が稼動したことから、市は今後3年以内に全市での分別収集・リサイクルが可能になるとしています。

予  
算  
新  
年  
度

妊婦健診無料回数拡大などで前進  
一方で国保税 介護保険料など値上げ

# 介護保険料も値上げ

介護保険料は、介護保険事業計画と合わせて3年ごとに見直されますが、この春はその見直しの時期にあたります。特別養護老人ホームを建設するなど介護サービスを整備すると、その事業費の一部が、65歳以上の人の保険料に上乗せされるというしくみになっています。

新年度からの介護保険料は、階層が9段階から11段階に拡がり、きめ細かい軽減措置が行えるようになりましたが、下記のように全階層で値上げされます。

なお、日本共産党議員団は、一貫して低所得者の保険料軽減措置を要望してきました。その結果、上越市の軽減制度は、県内でもトップクラスの充実した中身となっています。

**現行の保険料軽減措置の中身は、下記のとおりです。**

- ①前年の世帯の合計収入額が生活保護基準以下の人
- ②他の世帯の住民税課税者の扶養を受けていない人
- ③利用できる資産を有していない人

適用になるかどうか、疑問の方は、日本共産党議員団にご相談ください。

〈資料〉改定後の保険料一覧

段 階	第1号被保険者の要件	第3期保険料年額 (平成18年度～20年度) (円)	第4期保険料年額 (円)		
			平成21年度	平成22年度	平成23年度
第1段階	生活保護者及び老齢福祉年金受給者で市民税世帯非課税の者	17,700	20,200 (2,500)	20,500 (300)	20,700 (200)
第2段階	課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者	23,500	26,700 (3,200)	27,100 (400)	27,500 (400)
第3段階	市民税世帯非課税で第1段階及び第2段階の対象者以外の者	26,500	30,300 (3,800)	30,700 (400)	31,100 (400)
第4段階	市民税非課税で課税年金収入額及び合計所得金額の合計額が80万円以下の者(世帯内に市民税課税者がいる場合)	52,200	53,500 (1,300)	54,200 (700)	54,900 (700)
第5段階	市民税非課税の者(世帯内に市民税課税者がいる場合) <b>【基準額】</b>	52,200	59,400 (7,200)	60,200 (800)	61,000 (800)
第6段階	市民税課税で、合計所得金額が125万円未満の者	65,400	68,300 (2,900)	69,200 (900)	70,200 (1,000)
第7段階	市民税課税で、合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	65,400	74,300 (8,900)	75,300 (1,000)	76,300 (1,000)
第8段階	市民税課税で、合計所得金額が200万円以上250万円未満の者	78,300	89,100 (10,800)	90,300 (1,200)	91,500 (1,200)
第9段階	市民税課税で、合計所得金額が250万円以上350万円未満の者	91,400	104,000 (12,600)	105,400 (1,400)	106,800 (1,400)
第10段階	市民税課税で、合計所得金額が350万円以上500万円未満の者	104,400	118,800 (14,400)	120,400 (1,600)	122,000 (1,600)
第11段階	市民税課税で、合計所得金額が500万円以上の者	117,500	133,700 (16,200)	135,500 (1,800)	137,300 (1,800)

( ) 内は前年度との差